

コード	304020301
記入日	H21.6.10

事務事業途中評価表

課コード	110
課名	福祉長寿課
課長名	峯脇 泉
担当者	深浦 沙織

作成年度	平成 21 年度
------	----------

評価対象事業名称	母子・寡婦福祉医療事業費	事業種類	単年度繰返事業
		事業期間	平成 17 年度 ～ 平成 - 年度

総合計画の位置付け				財務会計の位置付け	
政策コード	3	政策名称	誰もが安心できる保健・医療・福祉の充実	款コード	3
施策コード	304	施策名称	ふれあい、支えあい、助けあい、みんなで育てよう未来の宝	項コード	1
基本事業コード	30402	基本事業名称	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	目コード	8
事務事業コード	3040203	事務事業名称	母子・寡婦福祉医療事業費	細目コード	247
関連計画			法令・条例規則等	福祉医療費の支給に関する条例及び施行規則	

計画 (PLAN)		※単年度繰返事業については、全体欄を*****とする。						
対象: 誰、何を対象にしているのか			対象指標: 対象の大きさを表す指標					
(対象1) 母子家庭における母と子及び寡婦等			(対象指標1) 615人(H21.3.31現在)					
(対象2)			(対象指標2)					
事業の概要: 具体的なやり方、手順、詳細を記入			活動指標: 事務事業の活動量を表す指標・達成率 (上段: 全体、下段: 評価年度)					
(全体)		(評価年度実績)	(指標名称)	(指標数値)	(達成率)	(達成率積算根拠)	(目標達成年度)	
*****		・制度を周知するため、対象者全員(615人)に受給者証更新時に制度の説明を行った。	*****	*****	*****	制度説明人数615人	*****	
			制度説明人数	615人	100%	÷ 予定人数615人	平成20年度	
			①	(達成率分析)	予定どおり制度説明を行った。			
			②					
			(達成率分析)					
目的: 何をしたいのか			成果指標: 目的の達成度を表す指標・達成率 (上段: 全体、下段: 評価年度)					
県の制度を活用して医療費の一部を支給し、母子・寡婦家庭における母と子及び寡婦等の福祉の増進と経済的負担を緩和することを目的に実施。			(指標名称)	(指標数値)	(達成率)	(達成率積算根拠)	(目標達成年度)	
			*****	*****	*****	支給件数2,120件 ÷ 前年度支給件数2,605件	*****	
			①	支給件数	2,120件	81.4%		平成20年度
			(達成率分析)	世帯の経済的負担は、緩和されたものと思われる。				
			②					
			(達成率分析)					

実施 (DO) ※単年度繰返事業については、評価終了した年度及び評価年度を記載し、その合計を全体計画欄に記載する。											
	単位	全体計画		平成19年度以前	平成20年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度以降
		計画	実績	実績	計画	実績	計画	計画	計画	計画	計画
活動指標	① 人	2,628	2,628	2,013	615	615					
	②										
成果指標	① 件	8,906	8,421	6,301	2,605	2,120					
	②										
総事業費 C (A+B)		千円	23,587	25,541	21,598	1,989	3,943				
直接事業費 A		千円	20,787	22,741	19,498	1,289	3,243				
人件費 B		千円	2,800	2,800	2,100	700	700				
内訳	従事職員数	人	0.4	0.4	0.3	0.1	0.1				
	人件費単価	千円	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
Cの財源内訳	国補助金	千円									
	県補助金	千円	11,801	12,790	10,183	1,618	2,607				
	起債	千円									
	その他	千円									
一般財源		千円	11,786	12,751	11,415	371	1,336				

評価(CHECK) ※理由の欄は必ず記載すること。

妥当性	町が税金を投入して行う必要がありますか。	● ある ● ない	理由	県費1/2補助を受けて全県下で行っている事業であり、本町だけ実施しないということとはできない。
	時代情勢や環境の変化などを考慮しても、事業を行う必要がありますか。	● ある ● ない	理由	県費1/2補助を受けて全県下で行っている事業であり、本町だけ実施しないということとはできない。
	事業の対象・目的は適切ですか。	● 適切 ● 不適切	理由	条例を制定して実施しており、適切である。
有効性	現在の事業の進め方が期待されるような成果をもたらしていますか。	● いる ● いない	理由	条例の趣旨のとおり、福祉の増進が図られているものとする。
	成果を向上させる余地はありますか。	● ある ● ない	理由	県費補助の制約もあり、町単独で変更することが難しいため。
	事業を行わない場合の影響はありますか。	● ある ● ない	理由	県下で実施している事業であるため、本町だけ実施しないということとはできない。
	類似事業との整理統合はできませんか。	● できる ● できない	理由	類似事業がない。
効率性	直接事業費を削減することはできませんか。	● できる ● できない	理由	条例を定めて実施しており、これ以上の削減はできない。
	人件費を削減することはできませんか。	● できる ● できない	理由	必要最小限の人員で実施しており、これ以上の削減は難しい。
	受益者負担は適正ですか。	● はい ● いいえ	理由	県下で統一した負担額であり、適正であると考えている。

改善(ACTION)

改善策	1次評価	妥当性	条例を定めた県費補助を受ける事業であり、福祉の増進を図る上で必要な事業のため、妥当と考える。
		有効性	条例の趣旨のとおり、福祉の増進が図られており、有効である。
		効率性	必要最小限の予算と人員で実施しており、効果的である。
	2次評価	妥当性	1次評価のとおり
		有効性	母子・寡婦世帯の健康維持のための施策であり、受給資格者への啓発等実施し、遺漏がないよう努めること。
		効率性	適正な審査のもとに給付を行うこと。

住民等の意見	
町の対応	

今後の事業の方向性	1次	2次	3次		1次	2次	3次	
	●	●		このまま事業を継続				類似事業と整理統合
				事業内容を見直して事業を継続				事業の休止
				事業費を見直して事業を継続				事業の廃止

※3次評価については、住民等の意見があった場合にのみ、再公表するものとする。